

期 間 入 札 の 公 告

令和 7 年 4 月 28 日

静岡地方裁判所富士支部執行係

裁判所書記官 松 井 一 代

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7 年 5 月 28 日 午前 8 時 30 分から 令和 7 年 6 月 4 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日	日 時 令和 7 年 6 月 11 日 午前 10 時 00 分 場 所 静岡地方裁判所富士支部売却場
売却決定 期日	日 時 令和 7 年 7 月 2 日 午前 10 時 00 分 場 所 静岡地方裁判所富士支部執行係
特別売却 実施期間	令和 7 年 6 月 12 日 午後 1 時 00 分から 令和 7 年 6 月 13 日 午後 3 時 00 分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 商工組合中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規 則 33 条)	☆印を付した物件は農地であるので, 権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り, 買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため, 物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7 年 4 月 28 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。 なお, 期間入札において買受申出がないときは, 開札日の翌日から原則 2 日間特別売却が実施されます。	



物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和6年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	3, 840, 000 3, 072, 000	一括	768, 000	95, 436	0
1	2, 030, 000				
2	1, 810, 000				



物 件 目 録

1 所 在 富士宮市村山字上ノ山
 地 番 155番1
 地 目 宅地
 地 積 718.16平方メートル
 共有者 亡A相続人 B 持分4分の2
 共有者 亡A相続人 C 持分4分の1
 共有者 亡A相続人 D 持分4分の1

2 所 在 富士宮市村山字上ノ山155番地1
 家屋 番号 155番1
 種 類 居宅
 構 造 木造瓦葺平家建
 床 面 積 177.24平方メートル
 (未登記附属建物)
 種 類 車庫・物置
 構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
 床 面 積 約63平方メートル
 共有者 亡A相続人 B 持分4分の2
 共有者 亡A相続人 C 持分4分の1
 共有者 亡A相続人 D 持分4分の1



物 件 明 細 書

令和 6年11月19日

静岡地方裁判所富士支部執行係

裁判所書記官 太 田 智 美

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件共有者B及び同Cが占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号1】

- ・北東側官地との境界が不明確である。
- ・北東側官地を本件土地への進入路として利用している可能性がある。

【物件番号2】

本件建物の北東側に存在する未登記附属建物は、物件1土地の北東側官地に跨在している可能性が高い。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意



味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。

5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

1 所 在 富士宮市村山字上ノ山
 地 番 155番1
 地 目 宅地
 地 積 718.16平方メートル
 共有者 亡A相続人 B 持分4分の2
 共有者 亡A相続人 C 持分4分の1
 共有者 亡A相続人 D 持分4分の1

2 所 在 富士宮市村山字上ノ山155番地1
 家屋 番号 155番1
 種 類 居宅
 構 造 木造瓦葺平家建
 床 面 積 177.24平方メートル
 (未登記附属建物)
 種 類 車庫・物置
 構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
 床 面 積 約63平方メートル
 共有者 亡A相続人 B 持分4分の2
 共有者 亡A相続人 C 持分4分の1
 共有者 亡A相続人 D 持分4分の1



令和6年（ケ）第21号

令和6年 8月13日受理

令和6年 9月 20日提出

現 況 調 査 報 告 書

静岡地方裁判所富士支部

執行官 谷 津 幸 則

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

1 所 在 富士宮市村山字上ノ山
地 番 155番1
地 目 宅地
地 積 718.16平方メートル
共有者 亡A相続人 B 持分4分の2
共有者 亡A相続人 C 持分4分の1
共有者 亡A相続人 D 持分4分の1

2 所 在 富士宮市村山字上ノ山155番地1
家屋 番号 155番1
種 類 居宅
構 造 木造瓦葺平家建
床 面 積 177.24平方メートル
共有者 亡A相続人 B 持分4分の2
共有者 亡A相続人 C 持分4分の1
共有者 亡A相続人 D 持分4分の1



不動産の表示	「物件目録」のとおり		
住居表示	(住居表示未実施)		
土地	物件1		
現況地目	☒ 宅地(物件1) ☐ 公衆用道路(物件) ☐ (物件)		
形状	☒ ほぼ公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☒ 建物配置図のとおり ☐		
占有者及び占有状況	☒ 土地共有者B、C、D ☐ その他の者 上記の者らが本土地上に下記建物を共有し、占有している。 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の建物(目的外建物)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)		
その他の事項	「その他の事項」に記載のとおり		
建物	物件2		
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である。 ☐ 公簿上の記載と次の点異なる(☐ 主である建物 ☐ 附属建物)。 ☐ 種類： ☐ 構造： ☐ 床面積：		
物件目録にない附属建物	☐ ない 種類：車庫・物置 ☒ ある - ☐ 構造：木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 ☐ 床面積：約63㎡		
占有者及び占有状況	☒ 建物共有者B、C ☐ その他の者 上記の者らが本建物を家族とともに住居として使用している。 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地(目的外土地)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)		
その他の事項	「その他の事項」に記載のとおり		
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある [地方裁判所 支部 令和 年()第 号 保管開始日 令和 年 月 日		
土地建物の位置関係	☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☒ 建物配置図のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

その他の事項

- 1 物件1の土地は、その北西側を幅員約6mの舗装市道村山18号線（建築基準法上の道路、地番153-2及び155-4の各土地はいずれも富士宮市所有の公衆用道路）に接面している。
- 2 物件1の土地は、北東側の官地と一体利用されていると思料され、同官地との境界は判然とせず、物件1の土地への進入路として同官地を利用している可能性がある。
- 3 物件2の建物の北東側に存在する未登記の車庫・物置は、所有者、位置関係、使用状況等から、物件2の建物の附属建物であると思料された。同附属建物は、物件1の土地の北東側官地に跨在している可能性が高い。
- 4 物件1の土地上と北東側官地の境界付近に、電柱が存在する。電柱は北東側官地上に存在する可能性があるが、東京電力からの敷地料は受領しているとのことである。
- 5 物件2の建物の不具合については、「関係人の陳述等」記載のほか、附属建物の物置部分ではペット臭が残っていた。
- 6 本物件における主な公法上の規制等、画地の状況、供給処理施設については、評価書を参照されたい。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等

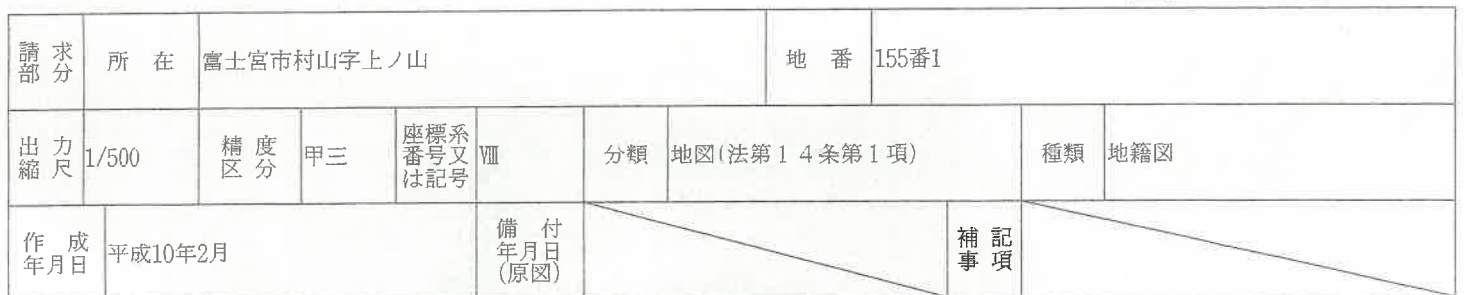
陳 述 者 (当事者等との関係)	陳 述 内 容 (要旨) 等
■ B (土地建物共有者)	1 本物件には、私とCが家族とともに住居として使用しています。現在、Dは本物件には居住していません。本物件を第三者に貸していることはありません。 2 物件1の土地上に電柱があり、東京電力から敷地料を受領しています。 3 物件2の主である建物の北東側にある車庫・物置は、Aが主である建物新築の直後に建てたものです。 4 物件2の主である建物内でペットを飼育したことはありません。附属建物の物置ではネコを飼っていました。 5 物件2の主である建物をリフォームしたことはありません。 6 物件2の主である建物の不具合としては、床のへこみが何か所もあります。過去に瓦が落ちて雨漏りがすることがありましたが、補修済みです。 7 過去に物件2の附属建物の北東の土地を畑として使用していました。 8 官地の利用についての取決めや金銭の支払はありません。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

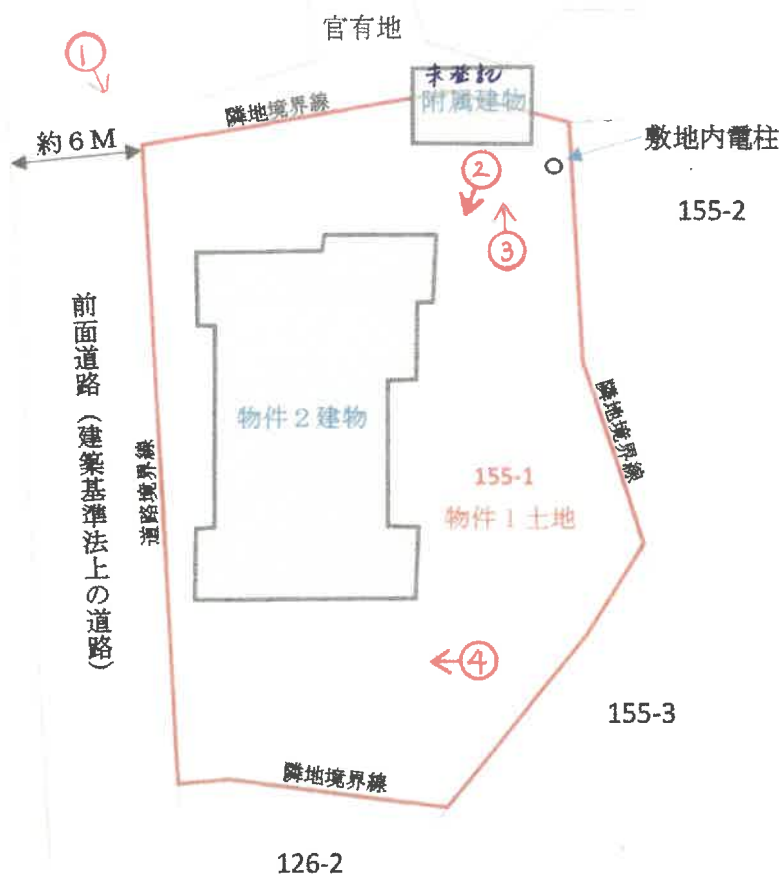
調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
6 年 8 月 1 3 日 (火) : - :	執行官室	富士宮市役所に対し、本件建物間取図取寄せ申請・受領
6 年 8 月 2 2 日 (木) 1 1 : 3 5 - 1 1 : 4 5	物件所在地	物件特定 写真撮影 (外観) 土地建物共有者 B と面談
6 年 8 月 2 3 日 (金) 1 1 : 1 5 - 1 1 : 2 5	静岡地方法務局 富士支局	件外土地 (1 5 5 - 4 外) 登記事項証明書申請・受領 本件土地地積測量図申請・備付けなし 本件土地上の物件 2 以外の建物登記有無照会・該当なし
6 年 8 月 2 3 日 (金) 1 2 : 2 0 - 1 2 : 3 5	富士宮市役所 収納課	物件 2 附属建物の公課証明書申請・受領
6 年 9 月 1 2 日 (木) 1 4 : 4 5 - 1 5 : 5 5	物件所在地	土地建物共有者 B と面談 占有・間取り等調査 写真撮影 (屋内) 評価人同行
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		
(特記事項) ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 を立ち会わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。 ☐		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(座標値種別：図上測定) ∓ 14285.665



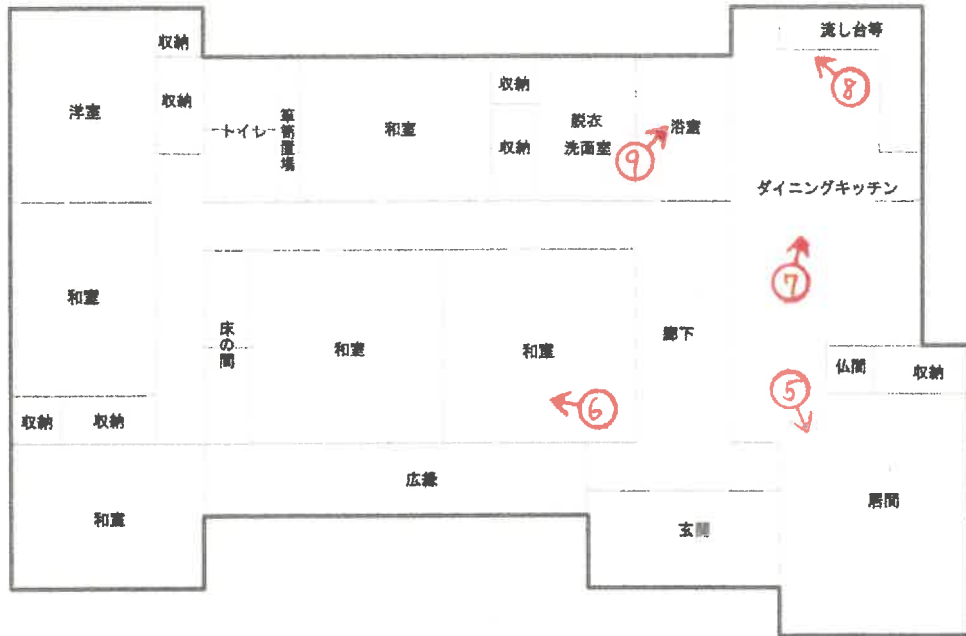
建物配置図



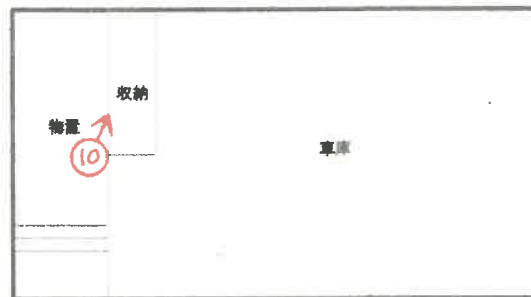
写真撮影方向を示す

間 取 図

主である建物



附属建物



↑ 印 写真撮影方向を示す

写真1



写真2



写真3



写真4



写真5



写真6



写真7



写真8



写真9



写真10



求 意 見 書

西園 文人 殿

令和 7年 2月26日

静岡地方裁判所富士支部執行係

裁判所書記官 太 田 智 美

別紙物件目録記載の不動産につき、売却基準価額を、別紙のとおり変更することについて、意見を求めます。

本書面を受け取った日から15日以内に、下記欄に記載をして提出してください。

意 見 書

売却基準価額の変更は、

- (1) 相当である。
(2) 不相当である。

(3) その他

令和 7年 3月 3日

評価人

西園 文人

物 件 目 録

- 1 所 在 富士宮市村山字上ノ山
 地 番 155番1
 地 目 宅地
 地 積 718.16平方メートル
 共有者 亡A相続人 B 持分4分の2
 共有者 亡A相続人 C 持分4分の1
 共有者 亡A相続人 D 持分4分の1

- 2 所 在 富士宮市村山字上ノ山155番地1
 家屋 番号 155番1
 種 類 居宅
 構 造 木造瓦葺平家建
 床 面 積 177.24平方メートル
 (未登記附属建物)
 種 類 車庫・物置
 構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
 床 面 積 約63平方メートル
 共有者 亡A相続人 B 持分4分の2
 共有者 亡A相続人 C 持分4分の1
 共有者 亡A相続人 D 持分4分の1

(別紙)

[illegible]

令和 6 年（ケ）第 2 1 号
令和 6 年 9 月 12 日 現地調査
令和 6 年 9 月 20 日 評 価

静岡地方裁判所富士支部 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

西 園 文 人 印

物 件 目 録

1 所 在 富士宮市村山字上ノ山
地 番 155番1
地 目 宅地
地 積 718.16平方メートル
共有者 亡A相続人 B 持分4分の2
共有者 亡A相続人 C 持分4分の1
共有者 亡A相続人 D 持分4分の1

2 所 在 富士宮市村山字上ノ山155番地1
家屋 番号 155番1
種 類 居宅
構 造 木造瓦葺平家建
床 面 積 177.24平方メートル
共有者 亡A相続人 B 持分4分の2
共有者 亡A相続人 C 持分4分の1
共有者 亡A相続人 D 持分4分の1



第1 評価額

一括価格	
金5,480,000円	
内訳価格	
物件1（土地）	金2,900,000円
物件2（建物）	金2,580,000円

- 1 一括価格は、物件1、2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の土地の内訳価格は、物件2の建物のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。

したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引き渡しを受けるために法定の手続きをとらなければならない場合があること、目的物の種類または品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。
- 5 上記評価額は、引受債務相当額を控除する前の価格である。

第3 目的物件

番 号	登 記 上	現 況
1	物件目録のとおり	
2	物件目録のとおり	未登記附属建物が存する。
特 記 事 項		
・ 物件1土地上に物件2建物が存する。		

※現況欄に記載なき事項はほぼ登記記載と同じ。

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状態等（物件1）

位 置 ・ 交 通	J R 身延線「富士宮」駅の北東方、直線距離にて約4.6km付近に別添位置図のとおり所在する。	
付 近 の 状 況	標高約330m付近に位置し、農地のなかに農家住宅ほか一般住宅が散在する山間の住宅地域である。住環境を大きく左右する変動要因はみられず、当面は現状の環境が維持されるものと予測する。	
主な公法上の規制等（道路幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制）	都市計画区分	市街化調整区域
	用 途 地 域	—
	建 ぺ い 率	60%
	容 積 率	200%
	防 火 規 制	なし
	そ の 他 規 制	なし
画 地 の 状 況	地 積	718.16㎡
	形 状	ほぼ整形地
	間 口 ・ 奥 行	間口約33m、奥行約22m
	地 勢	敷地内はほぼ平坦
	接 道 状 況	北西側で下記道路に±0m～+0.5ほどで接面している。
	そ の 他	都市計画法施行規則第60条の適合証明取得宅地 農家住宅（移転）
接 面 道 路 の 状 況	敷地の北西側で幅員約6mの舗装市道村山18号線（建築基準法上の道路）に接面。	
土 地 利 用 の 状 況	・ 物件1土地は物件2建物および未登記附属建物の敷地の用に供されている。 ・ 目的外建物の有無：無	

供 給 処 理 施 設	<table><tr><td>上</td><td>水</td><td>道</td><td>あり</td></tr><tr><td>ガ</td><td>ス</td><td>配</td><td>管</td></tr><tr><td>下</td><td>水</td><td>道</td><td>なし</td></tr></table> 注) 供給処理施設における「あり」とは、対象物件の前面道路に該当施設の本管（以下、「施設管」という。）が通っており、通常のコストで敷地内への引き込みができる状態であることをいう。「なし」とは、対象物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引き込みことが不可能な場合をいう。「不明」とは、前面道路に施設管が敷設されていないにもかかわらず、供給処理施設を利用している場合や、行政機関における確認事項に疑義がある場合で、将来的に当該施設が利用できるか不明な場合をいう。	上	水	道	あり	ガ	ス	配	管	下	水	道	なし
上	水	道	あり										
ガ	ス	配	管										
下	水	道	なし										
特 記 事 項	・ 富士宮市が公表する「富士宮市遺跡地図」によると、物件1土地は周知の埋蔵文化財包蔵地に存していない。 ・ 国土地理院が公表する空中写真（昭和58年11月撮影）から判断し、現況建物の敷地とされる以前は農地であったと推定される。土壤汚染対策法に規定する要措置区域、形質変更時要届出区域には該当していない。また、現地調査の結果、土壤汚染の存する端緒は発見されなかった。 ・ 現況は低層の建物敷地の用に供されており、現地調査の結果、再建築にあたり重大な支障をきたす恐れのある地下埋設物の存否の端緒は発見されなかったため、地下埋設物の存否が不動産の価格形成に与える影響は少ないと判断した。 ・ 物件1土地と北東側に隣接する官地との境界が判然とせず、未登記附属建物が当該官地に跨在している可能性がある。 ・ 物件1土地と北東側官地との境界付近に東京電力が管理する電柱が存している。当該電柱は官地上に存している可能性があるが、土地共有者Bからの聴取によると、東京電力から敷地料を受領しているとのことである。 ・ 都市計画法施行規則第60条適合証明取得による転用宅地であり、買受人は制約を受ける可能性がある。詳細は富士宮市都市計画課土地対策係まで照会されたい。 ・ 前面道路に水道管が埋設されているが、富士宮市水道業務課への聴取によると、前面道路に水道管が埋設されているが、当該水道管への接続および敷地内への引き込みはなされていないとのことである。												

2 建物の概況及び利用状況（物件2）

区分	主である建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月（登記記載）：昭和62年8月28日 経過年数：約37年 経済的残存耐用年数：ほぼ満了しているとみられる。
仕様	構造：木造平家建 屋根：瓦葺 外壁：漆喰真壁 内壁：ジュラク、ビニールクロス等 天井：板貼り等 床：板貼り等 設備：電気、給湯、衛生 その他：なし
床面積	ほぼ公簿通りとみられる。
現況用途等	居宅
品等	普通
保守管理の状況	普通
建物の利用状況	建物共有者B、Cらが本建物を家族とともに使用している。
土地利用の状況	【未登記附属建物の概要】 種類：車庫・物置 構造：木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 床面積：約63㎡ 築年数：不詳であるが、耐用年数はほぼ満了しているとみられる。 その他：当該建物は隣地（官地）に越境している可能性がある。 ・ 建築年月日から判断すると、建築資材にアスベスト等の有害物質が含まれている可能性は否定できないが、外観調査の結果をふまえ、本件では継続使用を前提とするため、有害物質の有無及びその状態が価格形成に与える影響は低いと判断した。

第5 評価額算出の過程

適切な複合不動産の取引事例が収集されず、また、対象物件が快適性を重視する住宅地域に存するため、比準価格と収益価格は求めず、積算価格より評価額を求めるものとする。

1. 基礎となる価格

(1) 物件1（土地）

物件1の更地価格を算出し、これに建付減価を行って建付地価格を求めた。

物件番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付 減価 エ	建付地価格 (円) オ (ア×イ×ウ×エ)
1	15,600	0.9	718.16	1.00	10,080,000

ア 標準画地価格

地価調査基準地 富士宮-18

$$\begin{array}{ccccccccc} \text{公示価格等} & & \text{時点修正} & & \text{標準化補正} & & \text{地域格差} & & \text{標準画地価格} \\ 12,200\text{円}/\text{m}^2 & \times & 99.6/100 & \times & 100/100 & \times & 100/78 & \div & 15,600\text{円}/\text{m}^2 \end{array}$$

◇ 時点修正： 公示価格等の時点から評価日までの推定変動率である。

◇ 標準化補正： なし

◇ 地域格差： 街路条件△、環境条件△

イ 個別格差： 規模△

ウ 地 積： 公簿数量を採用。

エ 建付減価： なし

(2) 物件2 (建物)

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移・動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて建物価格を求めた。

物件番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面 積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物の価格 (円) エ (ア×イ×ウ)
2	150,000	177.24	0.05	1,330,000
附属建物	利用現況、維持管理の状態、構造・用途等を総合的に勘案し、査定した。			10,000
計				1,340,000

ウ 現価率： 築後の経過年数、維持管理の状態、構造・用途等を総合的に勘案し、査定した。

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用率等価格を控除し、建物については土地利用率等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、評価額を下記のとおり求めた。

(1) 土地利用率等価格

物件 番号	建付地価格 ア	土地利用率等割合 イ		土地利用率等価格 (円) ウ (ア×イ)
1	10,080,000	0.4	法定地上権	4,030,000

イ.土地利用率等割合： 土地利用率等を法定地上権と判定し、その割合を物件2建物について40%と査定した。

(2) 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 (円) (1(1)オ、1(2)エ) ア	土地利用権等価 格の控除及び加 算 (円) (2(1)ウ) イ	占有 減価 修正 ウ	市場 性 修正 エ	競売 市場 修正 オ	評価額 (円) (ア±イ)×ウ×エ×オ
1	10,080,000	-4,030,000	/	0.8	0.6	2,900,000
2	1,340,000	+4,030,000	—	0.8	0.6	2,580,000
一括価格 (合計)						5,480,000

ウ 占有減価修正：なし

エ 市場性修正：この種の不動産の市場性等を考慮するとともに、目的物件の個別的要因等を充分考慮したが、郊外の山間部に存する適合証明による農家住宅であり、かつ未登記附属建物が官地に跨在する可能性があるなど、より市場性が劣ると判断され、所要の調整を行った。

オ 競売市場修正：第2評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性を考慮した。

第6 参考価格資料

1. 地価調査基準地 富士宮-18

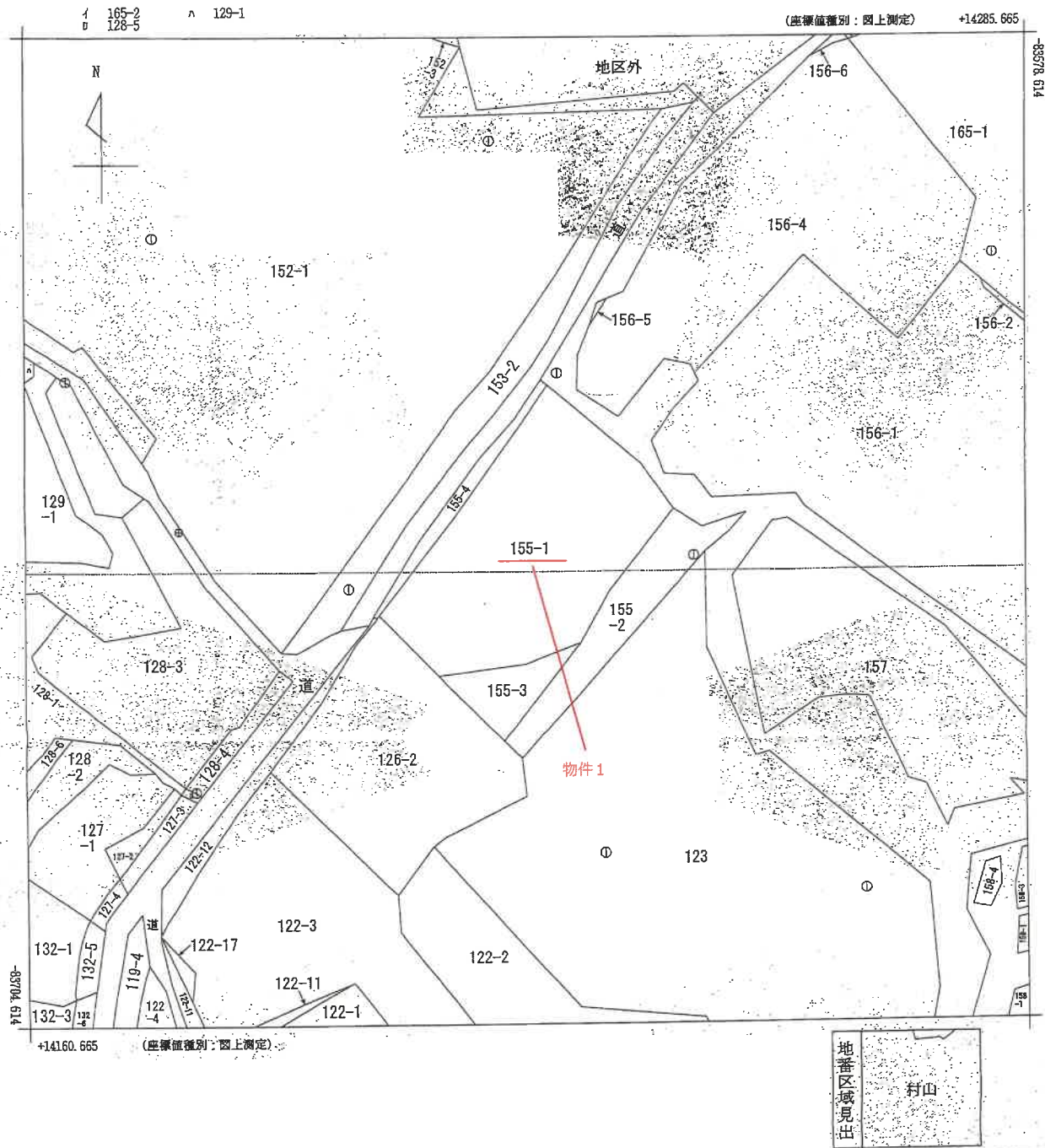
所 在 : 富士宮市村山字横沢 1 0 0 1 番 3
価 格 : 1 2, 2 0 0 円/㎡
価 格 時 点 : 令和 6 年 7 月 1 日
地 積 : 3 3 8 ㎡
供給処理施設 : 上水道、下水処理区域外
最寄駅・距離 : J R 身延線「源道寺」駅 順路6,200m
接 面 街 路 : 北4.0m市道
用 途 指 定 等 : 市街化調整区域
指定建ぺい率60%、指定容積率200%
地 域 の 概 要 : 農家住宅が散在する山間の住宅地域

第7 附属資料

- 1 位置図
- 2 公図(写)
- 3 建物配置図
- 4 間取図

以上





請 求 部 分	所 在	富士宮市村山字上ノ山					地 番	155番1		
出 力 縮 尺	1/500	精 度 区 分	申三	座標系番号又は記号	Ⅷ	分類	地図(法第114条第1項)		種類	地籍図
作 成 年 月 日	平成10年2月				備 付 年 月 日 (原図)			補 記 事 項		

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

(静岡地方務局富士支局管轄)

令和6年6月13日

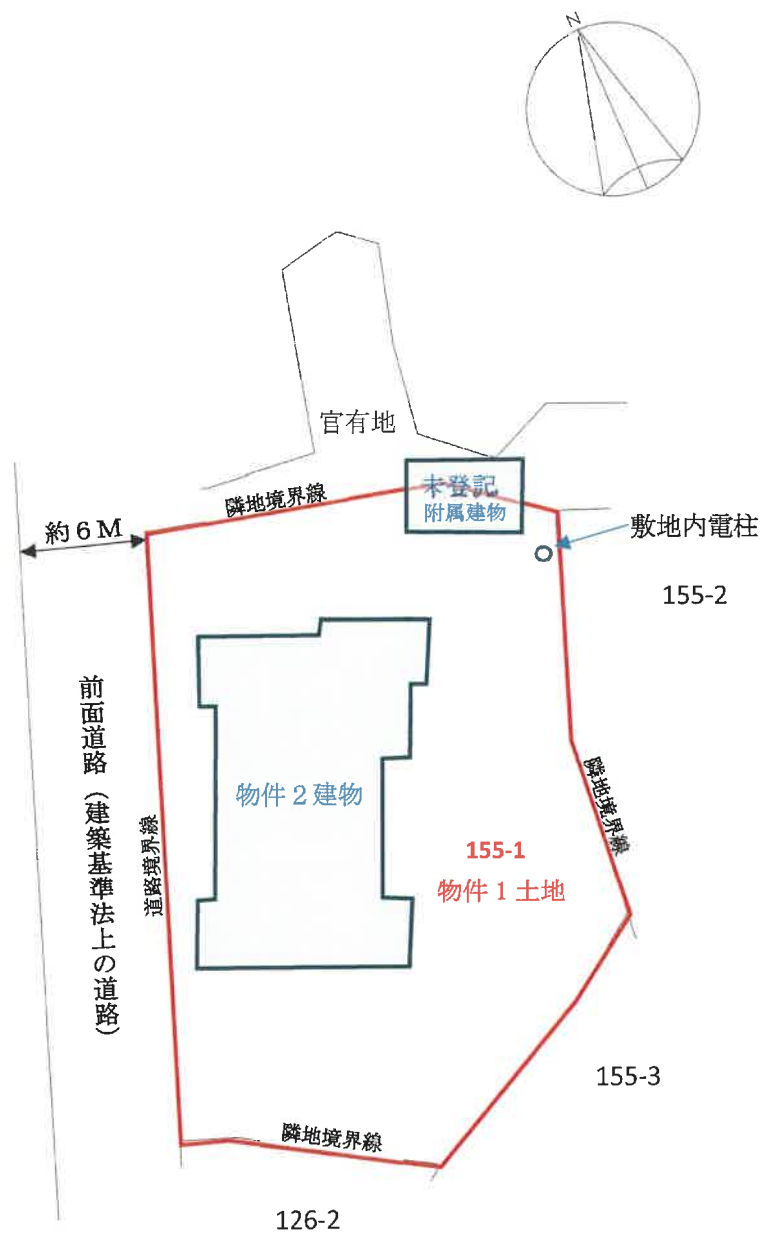
静岡地方務局

請求番号：27-1

登記官

(1/1)

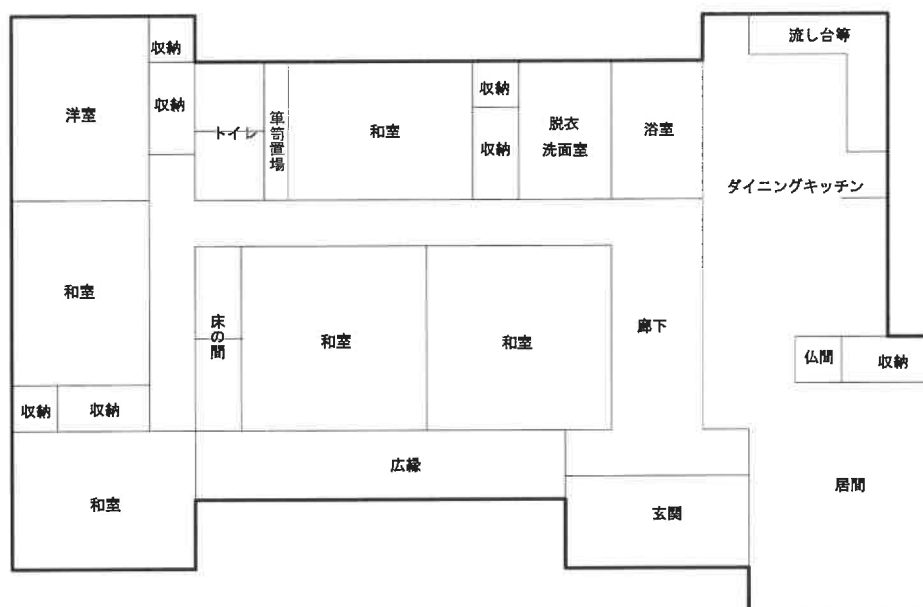
建物配置図



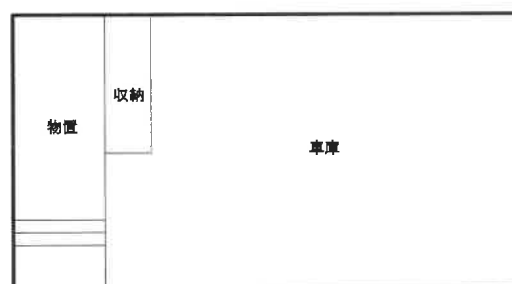
※図面と現況とが異なる場合、現況を優先とする。

圖 取 間

主である建物



附属建物



※図面と現況とが異なる場合、現況を優先とする。